

事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議の開催について

令和5年11月30日
関係省庁等申合せ
令和5年12月18日
一部改正

1 デジタル行財政改革会議の取組方針において、「税務・会計・取引など公共機関と民間領域の一体的なデジタル完結の推進」に取り組むこととされていることや、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「税務・会計・取引など、官民の一体的なデジタル化を推進するため、税務行政のDXや事業者のデジタル化の促進を図る」こととされていること等を踏まえ、事業者のデジタル化や公的手続等のデジタル化について、関係省庁等の連携を密にし、取組を加速するため、「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 デジタル庁戦略・組織グループ審議官
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官
内閣官房デジタル行財政改革会議事務局審議官
内閣府サイバーセキュリティ・情報化審議官
警察庁総括審議官
金融庁監督局審議官
総務省大臣官房企画課長
法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
外務省サイバーセキュリティ・情報化参事官
財務省・国税庁長官官房審議官
文部科学省大臣官房総括審議官
厚生労働省サイバーセキュリティ・情報化審議官
農林水産省サイバーセキュリティ・情報化審議官
経済産業省大臣官房審議官（IT戦略担当）
中小企業庁経営支援部長
国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
防衛省サイバーセキュリティ・情報化審議官
日本銀行業務局長

3 連絡会議の庶務は、デジタル庁において処理する。

4 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。